解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

名古屋市名東区植園町一丁目二五番地ユーハイム植園三〇一号

特定非営利活動法人グリーンデザイン

清算人　上口美弥子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月二十日開催の社員総会の決議により平成二十三年十一月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

茨城県笠間市下郷四二六六―二五

特定非営利活動法人岩間雅楽文化協会

清算人　三原　正彦

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年十一月十日宇都宮市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

栃木県宇都宮市大通り一丁目一番一四

宇都宮馬場通り西地区市街地再開発組合

清算人　吉田　清一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月十五日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

東京都文京区湯島三丁目一七番三号グリーンコート九〇二号

財団法人日本経済研究会

代表清算人　愛知　治郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年十一月三十日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

兵庫県三田市三輪二丁目一番一号

三田市天神土地区画整理組合

代表清算人　植田　悟

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年十一月三十日、愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

愛媛県伊予市米湊八二〇番地

伊予市土地開発公社

代表清算人　中村　佑

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

熊本県荒尾市大正町一丁目一番八号

医療法人かるがも会

清算人　坂田　譲

配当公告

群馬県沼田市東原新町一八一三番地一

破産者　山内工業株式会社

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十年(フ)第二四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、九八八、四六五、八七五円

一、配当することのできる金額

金一六四、三一九、七四一円

平成二十三年十二月二十一日

群馬県前橋市古市町一丁目四三番地一

破産管財人　弁護士　釘島　伸博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市双葉町九番地、最後の住所岩手県花巻市双葉町四番一〇号

被相続人　亡　梅津　知雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産管理人　司法書士　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市小木津町三丁目一四九九番地の六、最後の住所茨城県日立市小木津町三丁目一四番三七号　被相続人　亡　青野　銀二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

事務所茨城県日立市平和町一丁目一五番二号山忠ビル三階

相続財産管理人　弁護士　茂木　博男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市桂町二二八番地、最後の住所千葉県船橋市松が丘二丁目四番一号

被相続人　亡　新井　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南部　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市腰越四丁目八番、最後の住所神奈川県鎌倉市腰越四丁目八番二五号

被相続人　亡　上杉　政勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

横浜市中区南仲通三―二六　カーニープレイス横浜関内七階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市旭区鶴ケ峰一丁目一八番地、最後の住所横浜市瀬谷区三ツ境六六番地三市営三ツ境ハイツ二一棟三〇四

被相続人　亡　本橋美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十一日

横浜市中区不老町二―一一―一〇Ｌ．Ｓビルディング二階

相続財産管理人　弁護士　徳田　暁

照明器具・空調設備取り替え工事に係る入札のお知らせ

次の通り一般競争入札に付します。
平成23年12月21日

アロック・サンワ株式会社
代表取締役　石橋　正人

1．競争入札に付する事項
件名：アロック・サンワ株式会社本社１Ｆ照明器具・空調設備取り替え工事
2．参加資格　福井県内に本社があり、建設業法、建築工事業または電気工事業の許可を受けているもの。
3．入札説明書の配布
(1)　期間：平成23年12月21日～平成23年12月24日
(2)　場所：福井市開発５丁目315番地
アロック・サンワ株式会社
(3)　担当：山本　勇（電話0776―54―2640）
4．入札日時、場所、方法
(1)　日時：平成23年12月27日　午前10時
(2)　場所：上記３．(2)と同じ
(3)　方法：紙入札